

唐子マーメイド女子ソフトボールスポーツ少年団規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本団は、唐子マーメイド女子ソフトボールスポーツ少年団(以下「団」という。)と称す。

(事務所)

第2条 本団の事務所は、代表の指定する場所に置く。

(目 的)

第3条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動以外に於いて、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

(活 動)

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 各種スポーツ活動 | ⑤ 他団との交歓交流活動 |
| ② 体力テスト | ⑥ 奉仕活動 |
| ③ レクリエーション活動 | ⑦ その他本団の目的達成に必要な活動 |
| ④ 文化学習活動 | |

第2章 団員・指導者

(構 成)

第5条 本団は、団員・特別団員・指導者をもって構成する。

(団への加入登録)

第6条 本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当たっては、所定の入団費を同時に納入するものとする。

ただし、特別団員・指導者の入団費については、これを免除する。

※特別団員とは、男子児童あるいは小学校就学前の児童並びに中学校の生徒等について、入団を希望するものについては、指導者の意見を聴き、特別に入団を許可する場合がある。

(有効期間)

第7条 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第3章 役 員

(役 員)

第8条 本団に、次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 代表 | 1名 |
| 副代表 | 1名 |

指導者 若干名

- 第9条 1. 代表は、本団を代表し、団務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し代表事故あるときは、その職務を代行する。
3. 指導者は、本団の活動を指導する。

(任期)

- 第10条 1. 本団の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 本団の役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 団育成母集団(唐子マーメイド父母会)

- 第11条 本団に団育成母集団(唐子マーメイド父母会)を置く。
育成母集団については別に定める。

第5章 会計

(会計)

- 第12条 本団の会計は、団員の納める入団費、唐子マーメイド援助金、寄付金、その他の収入とする。
第13条 団員は、団員1人当たり入団費3,000円納入するものとする。(中途退団しても返却はしない。)
第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
第15条 本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他重要事項は、育成母集団総会の承認を必要とする。

(規約の改正及び解散)

- 第16条 本規約の改正及び本団の解散は、育成母集団の2分の1以上の同意を得なければならない。

- 附 則 1. 本規約は、平成21年4月1日から施行する。
2. 本規約に定めのない事項は、役員会にて協議し決定する。